

市長		副市長		部長		課長	専決	係長		精算者		設計者	
令和8年度					諏訪湖ヨットハーバー大型不燃物処分業務委託 設計書								
諏訪市高島三丁目地内													
設計大要								施工方法		委託			
大型不燃物処分 一式								施工期間		日間			
								起工年月日		令和 年 月 日			
								竣工年月日		令和 年 月 日			
								契約保証方法		要確認			
		委託設計用紙 諏訪市											

起 工 理 由

金

工事価格

消費税等相当額

税込

内 訳 明 細 書

	名 称	規 格・摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	諏訪湖ヨットハーバー大型不燃物処分業務委託						
I	大型不燃物処分委託	積込・運搬・処分共	1.0	式			処分費
							処分費除く
II	諸経費(共通仮設費+現場管理費+一般管理費)						
	委託価格計						
III	消費 税		10%				
	委託費 合計						

	名 称	規 格・摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-1	ボート処理費						
	FRPボート	全長×幅×高さ 3.4m×1.2m×0.3m	3.0	艇			
	FRPボート	全長×幅×高さ 4.2m×1.2m×0.4m	17.0	艇			
	FRPボート	全長×幅×高さ 5.0m×1.8m×0.4m	27.0	艇			
	FRPボート	全長×幅×高さ 5.0m×1.8m×0.4m ボール付	1.0	艇			
	FRPボート	全長×幅×高さ 7.2m×1.6m×0.7m	3.0	艇			
	和船	全長×幅×高さ 3.4m×1.2m×0.3m	1.0	艇			
		I-1-計					

	名 称	規 格・摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-2	残置物処分						
	混合廃棄物		10.0	m3			
	タイヤ		20.0	本			
	冷蔵庫		1.0	台			
		I-2-計					
I-3	運搬費						
	運搬車両	大型フックロール車	6.0	台			
		I-3-計					

	名 称	規 格・摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-4	積込用重機、作業費等						
	積込用重機	アイアンフォーク付き油圧ショベル 0.45m3級	3.0	日			
	重機回送費		1.0	式			
	運転手(特殊)			人			
	普通作業員			人			
	軽作業員			人			
	養生費	側溝、バルブボックス	1.0	式			
	書類作成		1.0	式			
		I-4-計					

令和 8 年度諏訪湖ヨットハーバー大型不燃物処分業務委託仕様書

1 受託者の要件

産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。

2 収集運搬・処分の方法

受託者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。

委託した産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）で定める産業廃棄物の処理基準に掲げる方法にて行うこと。

なお、処理後の産業廃棄物等の処理については、契約締結後速やかに、当該産業廃棄物等の処理方法、運搬先等を明らかにしたフロー図を作成し、運搬先との契約書、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに提出し承諾を得ること。

3 受託者の事業の範囲

受託者は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

また、別紙 1「産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容」に必要な事項を記入して契約書に添付すること。

4 登録車両の事前報告

受託者は、契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

5 委託業務の範囲等

受託者が、委託者の排出する産業廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

6 情報の提供

(1) 委託者は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、受託者に提供する。

(2) 受託者は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に委託者に情報の追記を要求するものとする。

- (3) 委託者は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を受託者に再提供しなければならない。
- (4) 受託者は委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに委託者に通知しなければならない。

7 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

- (1) 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、必要に応じ担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB 1（収集運搬業者保管）票及びB 2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B 2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB 1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- (4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票を5年間保存する。
- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を委託者に送付する。
- (6) 委託者は、受託者から送付されたマニフェストB 2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

8 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）を、委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。
なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

9 業務完了報告書の作成及び書類の保存

受託者は、本業務が完了した際は委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。

委託者及び受託者は、契約書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約

終了後から5年間保存する。

1 0 積替保管

- (1) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたっては、許可された事業の範囲に当該廃棄物の保管・積替えを含む場合を除き、委託された産業廃棄物を積替え又は保管してはならない。
- (2) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたって積替え又は保管を行う場合において、当該廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管の場所において他の産業廃棄物と混合してはならない。
- (3) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分にあたって積替え又は保管を行う場合は、法令に定める保管の基準を遵守すること。
- (4) 受託者は、積替え保管施設において、売却を目的とした産業廃棄物の抜き取りを行ってはならない。

1 1 業務の調査等

- (1) 委託者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

1 2 再委託の禁止

受託者は、法令に定める基準に従い委託者から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

1 3 秘密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

1 4 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。

令和8年度 諏訪湖ヨットハーバー大型不燃物処分業務説明書

1. 目的

本仕様書は、発注者（以下「甲」という）が管理する諏訪湖ヨットハーバーの大型不燃物を解体・切断、収集運搬および処分業務について、受注者（以下「乙」という）に委託する際の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象となる廃棄物（物件）

処分対象となる詳細は、設計図書（写真含む）の通りとする。

3. 業務の実施場所

- **保管場所（積込地）**：諏訪市高島三丁目地内 諏訪湖ヨットハーバー内

4. 業務範囲および作業条件

乙は、以下の業務を安全かつ法令に準拠して行うものとする。

1. 解体・切断・積込作業：

- 運搬が困難なサイズである場合、現地にて安全かつ周囲の環境（騒音・粉塵）に配慮して切断・解体を行うこと。
- 切断時に発生する FRP の粉塵が飛散しないよう、集塵や散水などの対策を講じること。

2. 収集運搬：

- 積込および運搬時は、道路交通法および関係法令を遵守し、荷崩れや落下、粉塵の飛散がないよう確実な措置を行うこと。

5. 処分方法および品目

- **予定される産業廃棄物の種類**：廃プラスチック類、金属くず（混合物として処理）、木くず、タイヤ、冷蔵庫
- **処分方法**：破碎・焼却、または管理型最終処分場への埋め立て等、乙の許可内容に基づく適正処理。

6. 法令遵守と必要書類の提出

- **許可証の確認**：乙は、この業務の処理に必要な自治体の「産業廃棄物収集運搬業許可証」および「産業廃棄物処分業許可証」を甲に提出しなければならない。
- **マニフェストの発行**：乙は、引き渡し時に甲が発行する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用を適正に行い、処分完了後に速やかに A 票・D 票・E 票（電子マニフェストの場合は処理完了通知）を甲に回付すること。

- **適正処理の証明**：乙は、処分完了後、処理前・処理中・処理後の写真を添付した「処分完了報告書」を甲に提出すること。



令和8年度 諏訪湖ヨットハーバー大型不燃物処分業務委託（全景1/7）













